

状況で検出された。流路は水田土壤層の下半部分に存在する。

(1)は禁制木簡である。一九九一年度出土の禁制木簡より約二〇〇m下流で出土している。三片に折れて出土した。中央下半には径約

三畳の孔が穿たれている。

(2)は(1)と同一地点より出土しているが、厚み・字体ともに(1)とは異なることから、別個体と考えられる。右辺のみ遺存している。

(3)は平安時代の水田土壤層上半中より出土している。

(4)(5)は曲物である。いずれも側板外面に墨書が存在する。(5)は側

板片であるが、(4)は底板が遺存している。(4)と(5)は近世の洪水砂層より伴出しており、同一個体もしくは身・蓋の可能性が高い。(4)には水鳥を描いたと思われる墨痕も二カ所存在している。(5)は四行以外にも数カ所の墨痕が見受けられる。

木簡の釈読については、兵庫県教育委員会廣野誠氏及び兵庫県立歴史博物館の諸氏のご教示を得た。

(西口 圭介)

小敷田遺跡（埼玉県行田市）から
最古級の呪符木簡出土

小敷田遺跡は最古級の出撃木簡や「御前」などの書式をもつ文書木簡が出土したことで著名である。今回発掘調査報告書作成にあたって最古級の呪符木簡が見つかったと報告された。年代は七世紀末～八世紀初で、その釈文は次のとおりである。
八号木簡（『木簡研究』7号では(6)としたもの）

・ 「直上疊廿五紋薦八立薦一枚合百廿枚」
・ 「[] 鬼鬼 [] 」 236×(20)×4 081

なお、発掘調査報告書『小敷田遺跡』の体裁と入手方法については左記のとおり。

B5判（三分冊）本文計七八七頁 図版計二〇四枚

付図一枚

頒価六〇〇〇円・送料九三〇円

申込先 〒331-110 埼玉県大宮市東大成二一五五七一五

（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団大宮整理室内

埼玉考古学会 宛

TEL ○四八一六五二一一一三三一